

使用者も、労働者も

# 確認しよう! 「働き方改革」

「働き方改革」は、働く人たちが個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で「選択」できるようにするための改革です。2019年4月1日から「働き方改革関連法」が順次施行され、働き方が変わってきています。



▲厚生労働省  
ホームページ

## Check

### 1

### 時間外労働の上限規制

鹿沼労働基準監督署 ☎(64)3215

時間外労働の上限については、原則として

**月45時間・年間360時間** を超えることはできません。

※特別な事情がある場合でも年720時間、100時間未満/月（休日労働を含む）、  
複数月平均80時間（休日労働を含む）を限度に設定する必要があります。



## Check

### 2

### 年次有給休暇の確実な取得

鹿沼労働基準監督署 ☎(64)3215

労働基準法が改正され、使用者（企業）は、10日以上**年次有給休暇**が付与される全ての労働者に対し、**毎年5日以上**、確実に有給休暇を取得させる必要があります。

## Check

### 3

### 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

同一企業において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者\*との間で、基本給や賞与などの個々の待遇について、**不合理な待遇差**が禁止されます。 ※パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者

**パートタイム労働者、有期雇用労働者関係**

**派遣労働者関係**

栃木労働局雇用環境・均等室 ☎028(633)2795 栃木労働局需給調整事業室 ☎028(610)3556

課題解決の支援について ▶ 栃木働き方改革推進支援センター ☎0800(800)8100

上記の改正に加え、「育児・介護休業法」の改正が令和4年4月1日より段階的に施行され、10月から**育児休業給付制度**が変わりました！企業としてもさまざまな対応が求められていますので、ご確認ください。

## Check

### 4

### 育児休業の分割取得、産後パパ育休（出生時育児休業）の創設

- ・育児休業の分割取得について、**分割して2回取得可能**  
1歳未満の子について、原則2回の育児休業まで育児休業給付金が受けられます。
  - ・産後パパ育休の創設について、**子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能。**  
産後パパ育休を取得した場合には、出生時育児休業給付金が受けられます。
- ▶ 制度の詳細については、下記のお問い合わせ先または厚生労働省ホームページをご覧ください。

**育児・介護休業法について**

**各種給付金について**

栃木労働局雇用環境・均等室 ☎028(633)2795 鹿沼公共職業安定所(ハローワーク鹿沼) ☎(62)5125

やさしい日本語

在宅療養  
働き方改革

悪質商法  
総合計画  
⑦

令和3年度決算

人事行政

市民のひろば

フレンド  
シップ

健康

お知らせ

インボイス  
制度